

東京都公報

発行
東京都

目次

54

規則

○東京都税条例施行規則の一部を改正する規則………（主税局税制部税制課）…
○東京都宿泊税条例施行規則の一部を改正する規則………（同）…三

規則

東京都税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十八年六月二十一日

東京都知事 舩 添 要 一

●東京都規則第九十一号

東京都税条例施行規則の一部を改正する規則

東京都税条例施行規則（昭和二十五年東京都規則第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第六条中「第百五十条」を「第百七十七条の十」に改める。

第十二条の十一の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条中「第百四十六條第二項」を「第百四十八條第二項」に改める。

第十二条の十一の二（見出しを含む。）中「第七十二条第一項」を「第八十二条第一項」に改める。

第二十八条の十の見出し中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条中「第六十七條第四項」を「第七十七條第四項」に、「特種用途自動車の所有」を「特種用途自動

車（以下「特種用途自動車」という。）の所有」に改め、「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第一号イ(1)中「第六十七條第一項第二号イ」を「第七十七條第一項第二号イ」に改め、同号イ(2)中「第六十七條第一項第二号イ(5)」を「第七十七條第一項第二号イ(5)」に改め、同号ロ(1)中「第六十七條第一項第二号ロ」を「第七十七條第一項第二号ロ」に改め、同号ロ(2)中「第六十七條第一項第二号ロ(5)」を「第七十七條第一項第二号ロ(5)」に改め、同条第二号イ中「第六十七條第一項第二号イ(1)」を「第七十七條第一項第二号イ(1)」に改め、同号ロ中「第六十七條第一項第二号ロ(1)」を「第七十七條第一項第二号ロ(1)」に改め、同条第三号イ中「第六十七條第一項第三号イ(1)(ii)」を「第七十七條第一項第三号イ(1)(ii)」に改め、同号ロ中「第六十七條第一項第三号イ(1)(iii)」を「第七十七條第一項第一号ロ」を「第七十七條第一項第一号ロ」に改め、同条第五号イ中「第六十七條第一項第一号イ(3)」を「第七十七條第一項第一号イ(3)」に改め、同号ロ中「第六十七條第一項第二号二(2)(i)」を「第七十七條第一項第二号二(2)(i)」に改め、同条第六号イ(1)中「第六十七條第一項第二号ハ(1)(i)」に改め、同号イ(2)中「第六十七條第一項第二号ハ(1)(ii)」を「第七十七條第一項第二号ハ(1)(ii)」に改め、同号ロ(1)中「第六十七條第一項第二号ハ(2)(i)」を「第七十七條第一項第二号ハ(2)(i)」に改め、同号ロ(2)中「第六十七條第一項第二号ハ(2)(ii)」を「第七十七條第一項第二号ハ(2)(ii)」に改め、同条第七号イ(1)中「第六十七條第一項第二号二(1)(i)」を「第七十七條第一項第二号二(1)(i)」に改め、同号イ(2)から(4)までの規定中「第六十七條第一項第二号二(1)(ii)」を「第七十七條第一項第二号二(1)(ii)」に改め、同号ロ(1)中「第六十七條第一項第二号二(2)(i)」を「第七十七條第一項第二号二(2)(i)」に改め、同号ロ(2)から(4)までの規定中「第六十七條第一項第二号二(2)(ii)」を「第七十七條第一項第二号二(2)(ii)」に改め、同条第八号イ中「第六十七條第一項第四号イ」を「第七十七條第一項第四号イ」に改め、同号ロ中「第六十七條第一項第四号ロ」を「第七十七條第一項第四号ロ」に改める。

第二十八条の十三の見出し及び第一項中「第八十四條第一項」を「第八十五條の六第一項」に改め、同項第二号中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、同条第二項中「第八十四條第一項」を「第八十五條の六第一項」に改める。

第三十六条の三第十六号中「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」を「中

小企業等経営強化法」に改める。

第四十条の八の四第二項中「第二百二十五条第五項」を「第一百六十四条第五項」に改める。

第四十条の九の二中「第七十一条の三第三項の」を「第八十条第三項に規定する」に、「自動車税納税済証印」を「自動車税（種別割）納税済証印」に改める。

第四十七条の六第四号中「自動車税」の下に「の環境性能割」を加え、「第一百二条の四」を「第八十二条第一項」に、「自動車取得税」を「自動車税の種別割」に改める。

附則第十一項中「次の各号に掲げる特種用途自動車」を「特種用途自動車のうち次の各号に掲げる自動車」に、「第六十七条第一項第一号イ(1)」を「第七十七条第一項第一号イ(1)」に改め、「次項第二号において同じ。）、」の下に「同項に規定する」を加え、「（専らメタノールを内燃機関の燃料として用いる自動車と同項で定めるものをいう。）」、「（メタノールとメタノール以外のものとの混合物を内燃機関の燃料として用いる自動車で条例附則第七条第一項で定めるものをいう。）」及び「（条例附則第七条第一項に規定する電力併用自動車をいう。）」を削り、「平成二十八年度分の自動車税」を「当該各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割」に改め、同項各号を次のように改める。

一 ガソリン又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で平成十六年三月三十一日までに初回新規登録（条例附則第六条の四第一項に規定する初回新規登録をいう。以下同じ。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十四年を経過した日の属する年度

二 法第四十九条第一項第五号に規定する軽油自動車（次項第五号において「軽油自動車」という。）その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成十八年三月三十一日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して十二年を経過した日の属する年度

附則第十二項中「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に初回新規登録」に、「にあつては平成二十七年年度分の自動車税に限り、当該自動車は平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合に

あつては平成二十八年度分の自動車税」を「には、平成二十九年度分の自動車税の種別割」に改め、同項第四号及び第五号を次のように改める。

四 ガソリン自動車（法第四十九条第一項第四号に規定するガソリン自動車をいう。次項において同じ。）のうち、条例附則第七条第二項第四号に掲げるもの

五 軽油自動車のうち、条例附則第七条第二項第五号に掲げる乗用車

附則第十三項中「エネルギー消費効率率が平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百十を乗じて得た数値以上の自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成十七年基準窒素酸化物排出許容限度の四分の一を超えないもの」を「ガソリン自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成十七年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の四分の一を超えないものであつて、エネルギー消費効率率が条例附則第七条第三項に規定する平成二十七年基準エネルギー消費効率に百分の百二十を乗じて得た数値以上のもの」に、「平成二十六年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十七年年度分の自動車税に限り、当該自動車は平成二十七年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に新車新規登録を受けた場合にあつては平成二十八年度分の自動車税」を「平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に初回新規登録を受けた場合には、平成二十九年度分の自動車税の種別割」に改める。

附則第十四項を削る。

別記様式中「第六十三号様式から第二百二号様式まで 削除」を

「第六十三号様式から第九十六号様式まで 削除

第九十七号様式 自動車税（環境性能割）修正申告書

第九十八号様式 自動車税（環境性能割）納税義務免除申告書

第九十九号様式 自動車税（環境性能割）納税義務免除申請書

第一百号様式 自動車税（環境性能割）納税義務免除決定通知書

第一百一号様式 自動車税（環境性能割）徴収猶予許可通知書

第一百二号様式 自動車税（環境性能割）更正等通知書

「第一百三号様式 自動車税納税通知書」を「第一百三号様式 自動車税（種別割）納税通知書」に、「第一百九号様式 自動車税非課税申告書」を「第一百九号様式 自動車税（種

別割)非課税申告書」に、「第百十号様式 自動車税納税済証印」を「第百十号様式 自動車税(種別割)納税済証印」に、「第百十号の二様式 自動車税の第二次納税義務に係る納付義務免除申告書」を「第百十号の二様式 自動車税(種別割)の第二次納税義務に係る納付義務免除申告書」に、「第百十号の三様式 自動車税の第二次納税義務に係る納付義務免除決定通知書」を「第百十号の三様式 自動車税(種別割)の第二次納税義務に係る納付義務免除決定通知書」に、「第百十一号の二様式 自動車税減免申請書(中古商品自動車用)」を「第百十一号の二様式 自動車税(種別割)減免申請書(中古商品自動車用)」に、

「第百十二号様式 自動車税納税済等証明書」(甲)を(乙)を

「第百十二号様式 自動車税(種別割)納税済等証明書」に、「第百十二号の二様式 自動車税納税証明書」を(甲)

第百十二号の二様式 自動車税(種別割)納税証明書(乙)に改め、(丙)に改め、(丁)

「第百十二号の二の二様式 自動車税納税証明書」(甲)を削り、(乙)

「第百十二号の三様式 自動車税納税済等証明書」を「第百十二号の三様式 自動車税(種別割)納税済等証明書」に改め、

「第百十八号の二様式 削除

第百十八号の三様式 自動車取得税修正申告書

第百十八号の四様式 自動車取得税納税義務免除申告書

第百十八号の五様式 自動車取得税納付義務免除申告書

第百十八号の六様式 自動車取得税 納税 義務免除決定通知書 を削り、納付

第百十八号の七様式 自動車取得税徴収猶予許可通知書

第百十八号の八様式 自動車取得税 更正 通知書 決定

「第百九十号の二様式 自動車税 台帳兼徴収簿」を

「第百九十号の二様式 自動車税(環境性能割・種別割)台帳兼徴収簿」に、

「第百九十五号様式 自動車税徴収簿」(甲)を(乙)を

「第百九十五号様式 自動車税(種別割)徴収簿」(乙)に、

「第百九十六号の三様式 自動車取得税徴収簿」を「第百九十六号の三様式 自動車税(環境性能割)徴収簿」に改める。

第5号様式(乙)その1(条例第72条、第80条、法第161条関係)

領 収 証 書												納付書兼納入済通知書												原 符											
年度 会計				款				年度 会計				款				年度 会計				款															
項・目		節		納付書 事務所		調定年度		項・目		節		納付書 事務所		調定年度		項・目		節		納付書 事務所		調定年度													
登録番号		地区		車種		カナ		番号		登録番号		地区		車種		カナ		番号		登録番号		地区		車種		カナ		番号							
納期限(登録年月日)												納期限(登録年月日)												納期限(登録年月日)											
環境性能		税目		調定番号		千		百		十		万		千		百		十		円		環境性能		税目		調定番号		千		百		十		円	
延滞金												延滞金												延滞金											
種別割額				税目				種別割額				税目				種別割額				税目															
合計金額												合計金額												合計金額											
納人		住所		氏名		(名称)		納人		住所		氏名		(名称)		納人		住所		氏名		(名称)													
上記の金額を領収いたしました。												上記の金額を納付します。																							
領収日付印												領収日付印												領収日付印											
主管所名 都税総合事務センター 自動車税事務所												主管所名 都税総合事務センター 自動車税事務所												主管所名 都税総合事務センター 自動車税事務所											

寸法 { 縦 180ミリメートル
横 270ミリメートル (各票90ミリメートル)

- 備考 1 この様式は、条例第72条、第80条第2項及び法第161条第1項の規定により自動車税を納付する場合に用いること。
 2 この様式は、法第454条第1項及び第455条第1項並びに法附則第29条の11及び第29条の12の規定により軽自動車税環境性能割を納付する場合に準用すること。この場合において、「登録番号」とあるのは「車両番号」と、「納期限(登録年月日)」とあるのは「納期限(取得・変更・廃車等年月日)」と読み替えるものとし、「種別割額」の欄を省略するものとする。
 3 合計金額は、訂正しないこと。
 4 この様式は、白色地にセピア色刷りとする。

第5号様式(乙)その2(法第161条関係)
(第1片)

修正申告 領 収 証 書															
年度 会計				款											
項・目		節		納付書 事務所		調定年度									
登録番号		地区		車種		カナ		番号		登録年月日					
税目コード		調定番号													
環境性能割額		百		十		万		千		百		十		円	
延滞金															
合計金額															
納人		住所		氏名		(名称)									
修正申告をした日 年 月 日															
延滞日数 年 月 日から 年 月 日まで															
上記の金額を領収いたしました。															
納付場所 東京都指定金融機関及びその派出所 東京都指定代理金融機関及びその派出所 東京都公金収納取扱店(ゆうちょ銀行の営業所及び郵便局を除く。) 東京都 自動車税事務所															
領収日付印															
主管所名															

(第2片)

修正申告 納 付 書 兼 入 済 通 知 書															
年度 会計				款											
項・目		節		納付書 事務所		調定年度									
登録番号		地区		車種		カナ		番号		登録年月日					
税目コード		調定番号													
環境性能割額		百		十		万		千		百		十		円	
延滞金															
合計金額															
納人		住所		氏名		(名称)									
修正申告をした日 年 月 日															
延滞日数 年 月 日から 年 月 日まで															
上記の金額を納付します。															
年 月 日															
領収日付印															
主管所名															

(第3片)

修正申告 原 符															
年度 会計				款											
項・目		節		納付書 事務所		調定年度									
登録番号		地区		車種		カナ		番号		登録年月日					
税目コード		調定番号													
環境性能割額		百		十		万		千		百		十		円	
延滞金															
合計金額															
納人		住所		氏名		(名称)									
修正申告をした日 年 月 日															
延滞日数 年 月 日から 年 月 日まで															
領収日付印															
主管所名															

寸法(各片) { 縦 180ミリメートル
横 90ミリメートル

- 備考 1 この様式は、自動車税環境性能割の納税義務者が、法定納期限後に修正申告に係る自動車税環境性能割及びこれに係る延滞金を納付する場合に用いること。
 2 この様式は、軽自動車税環境性能割の納税義務者が、法定納期限後に修正申告に係る軽自動車税環境性能割及びこれに係る延滞金を納付場合に準用すること。この場合において「登録番号」とあるのは「車両番号」と、「登録年月日」とあるのは「取得・変更・廃車等年月日」と読み替えるものとする。
 3 合計金額は、訂正しないこと。
 4 この様式は、白色地に黒色刷りとする。
 5 各片は、上端をのり付けその他の方法により接続すること。

別記第五号様式(乙)その一を次のように改める。

別記第五号様式(乙)その二を次のように改める。

別記第五号様式(丙)の三中「第130条」や「第169条」に定める「一般会計」及び「都税」を記し、

自動車取得税

Table with columns: 自動車取得税額, 延滞金, 過少申告, 不申告, 重

Table with columns: 環境性能割額, 延滞金, 過少申告, 不申告, 重

車取得税」や「自動車税環境性能割」に定める「登録式番号」や「車種」を記し、

- 2 この様式は、軽自動車税環境性能割の納税義務者が、更正又は決定に係る軽自動車税環境性能割に係る徴収金を納付する場合に準用すること。この場合において、「登録番号」とあるのは「車両番号」と、「登録年月日」とあるのは「取得・変更・廃車等年月日」と読み替えるものとする。

個人(法人)番号

登録式番号「個人(法人)番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて」や「相続人(包括受遺者)が法人の場合は、「法人番号」欄に法人番号を」に定める。

別記第三十号様式(乙)の1(2)中「都内の市町村で事業を営んでいる場合は当該市町村(小笠原村を除く。）」や「ただし、市町村では納期限後の取扱いはいたしません。」

Table with columns: 所得割, 本部分所得金額, 延滞金, 過少申告, 不申告, 重

Table with columns: 所得割, 本部分所得金額, 延滞金, 過少申告, 不申告, 重

に定める。

別記第四十号様式(甲) (表中)

「取得した不動産が所在する市町村(小笠原村を除く。）」や「ただし、市町村では納期限後の取扱いはいたしません。」

別記第六十三号様式から第百二号様式まじを次のように定める。別記第六十三号様式から第九十六号様式まで 削除

第97号様式(法第161条関係)

自動車税(環境性能割)修正申告書

都税総合事務センター所長宛
年 月 日

次のとおり申告します。

登録番号	運輸支局等	車種区分	かな	番号	登録年 月 日	枝	初度登録年 月	
納税義務者	定置場(使用の本拠)	区市町村			用途	01 乗用車 02 トラック(貨物) 03 トラック(貨客兼用車) 04 トラック(けん引車) 05 トラック(被けん引車) 06 バス(一般乗合用) 07 バス(その他()) 08 三輪小型 09 特殊用途自動車() 10 その他()		
	住所又は所在地			種別	営・自区分	車体の形状	車名(通称名)	型式
	(フリガナ)			1 普通 2 小型 3 三輪	1 営業用 2 自家用			
	氏名又は名称			燃料の種類	1 ガソリン 2 軽油 3 その他()			
生年月日			電話番号	この修正申告の直前の申告、修正申告、更正又は決定の年月日				
住所又は所在地			環境性能割	既に確定したもの	課税標準額	①	円	
(フリガナ)					税額	②	円	
氏名又は名称				修正申告するもの	取得価額	③	円	
電話番号					課税標準額	④	円	
住所又は所在地				税額(④×)	⑤	円		
(フリガナ)				この修正申告により納付すべき税額(⑤-②)	⑥	円		
氏名又は名称			摘要				受付印等	
電話番号								

(日本工業規格A列4番)

備考1 この様式は、法第161条第2項の規定により修正申告をする場合に用いること。
 2 「摘要」欄には、自動車の取得の原因を記入すること。
 3 この様式は、法第455条第2項並びに法附則第29条の11及び第29条の12の規定により軽自動車税環境性能割について修正申告をする場合に準用すること。この場合において、「自動車税(環境性能割)修正申告書」とあるのは「軽自動車税(環境性能割)修正申告書」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」と、「登録年月日」とあるのは「取得・変更・廃車等年月日」と、「初度登録年月」とあるのは「初度検査年月」と、「1 普通 2 小型」とあるのは「2 小型」と読み替えるものとする。

第98号様式(法第164条関係)

自動車税(環境性能割)納税義務免除申告書

年 月 日

都税総合事務センター所長 宛

納税義務者
住所
氏名
(名称) ㊟

譲渡担保に係る自動車を取得したため地方税法第164条第1項の規定による納税義務の免除を受けたく別紙書類を添えて申告します。

登録番号	車名及び初度登録年	型式・形状類別区分番号	取得年月日
	年		年 月 日
年度	課税標準額	税額	納期限
	円	円	年 月 日
返還予定期日			
	年 月 日		
譲渡担保財産の設定者の住所及び氏名(名称)			
備考			

(日本工業規格A列4番)

備考1 譲渡担保契約書等の事実を証する書類を添付すること。
 2 この様式は、軽自動車税環境性能割について法第458条第1項の規定の適用があるべき旨の申告をする場合に準用すること。この場合において、「自動車税(環境性能割)」とあるのは「軽自動車税(環境性能割)」と、「地方税法第164条第1項」とあるのは「地方税法第458条第1項」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」と、「車名及び初度登録年」とあるのは「車名及び初度検査年」と読み替えるものとする。

第99号様式 (条例第75条関係)

年 月 日

都税総合事務センター所長 宛

住所氏名 (名称)

自動車税 (環境性能制) 納税義務免除申請書

次の自動車税環境性能制については、地方税法第165条第1項の規定による納税義務の免除を受けたいので申請します。

登録番号	取得年月日	年 月 日
車名・初度登録年	年度	年 月 日
型式・形状・区分番号	納期限	円
返還年月日	取得価額	円
	税額	円
上記自動車を購入し返還した自動車販売業者 (住所欄に営業所名まで記入してください。)	住所氏名 (名称)	<input type="checkbox"/>
返還の理由		

(日本工業規格A列4番)

備考1 この様式は、自動車を取得した者が1月以内に販売業者に自動車を返還した場合の納税義務の免除申請に用いること。

2 この様式は、軽自動車税環境性能制について法第459条第1項の規定による納税義務の免除を申請する場合に適用すること。この場合において、「自動車税 (環境性能制) 納税義務免除申請書」とあるのは「軽自動車税 (環境性能制) 納税義務免除申請書」と、「自動車税環境性能制」とあるのは「軽自動車税環境性能制」と、「地方税法第165条第1項」とあるのは「地方税法第459条第1項」と、「登録番号」とあるのは「車両番号」と、「車名・初度登録年」とあるのは「車名・初度検査年」と読み替えるものとする。

第100号様式 (第38条の4等関係)

年 月 日

宛

都税総合事務センター所長

自動車税 (環境性能制) 納税義務免除決定通知書

申告 先にならぬ納税義務免除の申請 があった次の自動車の自動車税環境性能制については、地方税法第165条 第1項の規定に該当するものと認め、納税義務を免除することとしたので、通知します。

年 度	登 録 番 号	課 税 額 円	税 額 円	免除する 額 円	納付すべき 税 額 円

(日本工業規格A列4番)